（別紙）

古 産 第 ４ ２ 号
令和８年３月１２日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

古河市長　針谷　力

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき、令和７年１１月１２日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　古河駅東部計画

所在地　古河都市計画事業古河駅東部土地区画整理事業 135 街区 14 画地　外

２　届出者氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

(1)株式会社セブン・フィナンシャルサービス

代表取締役　水落　辰也

東京都千代田区二番町４番地５

(2)株式会社カインズ

代表取締役　高家　正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号

茨城県
令 -8. 3. 12 和
中小企業課
受付

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
	意見なし	

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。